

指導医指定施設 新規・更新申請について

指導医指定施設の新規および更新申請の受付を、4月1日より開始いたします。
申請される施設は、指導医制度規則・同施行細則をご確認の上、手続きを行ってください。

■ 指導医指定施設【新規】 ■

■申請方法

必要事項を記載し、通信費として1,050円分の切手を同封の上、申請書類をご請求ください。

必要記載事項：①施設名 ②ご担当者名 ③連絡先住所（書類の送付先）
申請書類の発送：3月末より順次

■書類提出締切日：2009年6月30日（火）【消印有効】です。

- *締切日を過ぎて提出された申請書類は、一切受理せず返却いたしますのでご注意ください。
- *締切日直前に申請書類をご請求いただきますと、お届けできない場合がございます。
書類のご請求は、お早めをお願いいたします。

※指導医指定施設の認定は、原則として下記申請資格の各項をそなえた救急医療施設または病院の救急科(部)、救命救急センターなどの救急部門に対して行います。

〈指導医指定施設申請資格〉

- 日本救急医学会指導医制度規則第4章第6条「指導医指定施設」より
 1. 救急患者の診療、救急医学の教育・研究のできる十分な設備と人員とを有していること。
 2. 各種の救急患者を診療していること。
 3. 独立した救急部門であること。
 4. 指導医が2名以上いること。
- 日本救急医学会指導医制度施行細則第3章第11条「指導医指定施設の認定」より
 1. 専門医指定施設であること。
 2. 5床以上の救急専用の集中治療病床を有すること。
 3. 救急部門への入院患者が年間300症例以上あること。
 4. 救急専任の医師が5名以上いること。
 5. 救急専任の医師のうち、2名以上は日本救急医学会指導医であること。

■ 指導医指定施設【更新】 ■

2005年（平成17年）1月1日付で、指導医指定施設認定を受けた施設は、本年末日をもって認定期間満了となります。引き続き認定を希望される場合には、更新申請の手続きが必要となります。

対象となる指導医施設の代表者には、更新申請書類一式をお送りいたしますので、受付期間内に申請手続きを行ってください。

■書類提出締切日：2009年6月30日（火）【消印有効】です。

※締切日を過ぎて提出された申請書類は、一切受理せず返却いたしますのでご注意ください。

■ 書類請求・ご提出・お問い合わせ先 ■

日本救急医学会 指導医指定施設 申請係

〒113-0033 東京都文京区本郷3-3-12 ケイズビルディング3階
TEL 03-5840-9870 FAX 03-5840-9876